

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷五十四第

行發日一月十年二十和昭

論叢

新刻天工開物及支那工業管闕……………法學博士 財部 靜治

資金とその量定……………經濟學博士 小島 昌太郎

貨幣本質に關する若干の問題……………文學博士 高田 保馬

時論

原料統制と輸入統制……………經濟學博士 谷口 吉彦

研究

ケインズの『一般理論』に關する諸問題……………經濟學士 柴田 敬

チュルゴの租稅論……………經濟學士 島 恭彦

再保險學說の發展……………經濟學士 佐波 宣平

說苑

ナチスに於ける國民共同體の理論……………經濟學士 中川 與之助

移住統計法……………經濟學士 青盛 和雄

大都市近郊の農村……………經濟學士 田 杉 競

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

移住統計法

青盛和雄

一 序 説

昔から絶えざる論議の的となれる人口問題を解明し、て行く道は人口増減の理を究めるにあり、殊に問題の場所及び時期を限定すれば、人口の生死變動と共に移住變轉の法を知るを肝要とするであらう。斯る見解に於て既に海外²⁾及び國內移住³⁾に關して統計的研究を試み來つたのではあるが、其際の關心は統計利用の便宜に從つたに過ぎないから、未だ統計方法自體に就ては餘り述べ得なかつたのである。

然るに茲に啓蒙的なる一論文「出生地調査と移住届出記録」⁴⁾副題「國內移住の統計的把握に於ける主要方法」を讀んで、敢て紹介をする理由は當に最近の我國に於ける人口動態材料整備の新氣運に對して他山の石を供する爲ばかりでなく、惹いては人口統計利用者へ

の自己批判の資たらしめたいとの意味に於て諸賢の首肯される所ともならう。

移住現象が本質的には全く動態的概念として把握されるにも拘らず、之が調査方法として靜態的間接法と動態的直接法との二種類が擧げられ、二者其一を選ぶ能はざる者は折衷法に據りて徒らに移住統計資料の羅列を續けるに過ぎないから、其統計數字に内在する矛盾を指摘する爲にも、先づ國勢調査に際し出生地を問ふ事に依り、如何なる移住結果が算定出来るかを説明し、次いで當面の移住研究問題に有效適切なる統計方法を提唱するのが本文の目的である。

猶最初に移住現象を分類して研究對象に適せる統計方法を採用する事は、統計的研究に於ては相當重要ではあるが、一般に移住研究に用ゐらるべき統計方法の如何を通觀する際には、移住の種類は何等主要なる問題とはなり得ない。即ち場所的標識では移住距離の遠近であり、時間的標識に於ては移住地滞在期間の長短の如きを指すのであるが、何れも調査方法に採つて

1) O. Most, Bevölkerungspolitik. 1936. S. 1. "Das ewige Bevölkerungsproblem."
2) 拙稿「海外移住民考」經濟論叢昭和10年7月號
3) 拙稿「來住と大阪市人口構成」經濟論叢昭和11年5月號
4) F. Meyer; "Gebürtigkeitsstatistik und Meldestatistik"—Über die Hauptmethoden zur statistischen Erfassung der Binnenwanderungen. Allg. St. Archiv. 26 Band Erstes Heft. 1936. S. 40.

は決定的でなく、云はゞ研究の第二段である。⁵⁾要之、移住者と然らざる者との辨別に役立つ概念規定があれば足るので、一時的なる國內移住も永久的なる海外移住も移住現象たる本質には相違はない。明快なる定義に云ふ「放浪者は住居を有せず、移住者は住居を變更し、旅行者の住居は其儘で變りはない」と、斯る立言にも洞察し得らるゝ如く、單なる旅行者及び毎日の晝間移動人口¹⁰⁾の如きは移住者ではないが、季節的なる出稼及び行商の如きは移住者である。斯る詮索は畢竟するに移住は住居人口を問題とし、更に取扱の便宜上同一行政区劃内の轉居を論外とし、國境及び地方都市町村の區域を越えて住居を移轉する者を研究對象とし、従つて一般に移植活動並びに國內に於ける都鄙間の移住人口(季節的移住者を含み放浪旅行者を除く)の統計的把握を本論の主題とする所以である。

二 出生地調査に對する統計上の取扱

北米合衆國に於ては一八五〇年のセンサス以降繼續

的にこの出生地調査は繰返され、其利用も甚だ盛である。¹⁾獨逸でも人口調査に際して出生地項目を採用したのは相當古くからであらうが、中央統計官廳に於て出生地調査を利用したのは一九〇七年を最終とし、次いで一九二五年には戦前の最後の住所を尋問して居り、最近の一九三五年には人口及職業センサスに於て出生地事項を調査し乍ら、今日に至るまで利用せず、將來も亦其儘に放置される運命にあり、寧ろ別に移住調査方法を考究せる模様である。²⁾轉じて我國を顧みるに、大正九年及び昭和五年の國勢調査に於て出生地項目は採用されて居るけれども、其後僅かに第一回國勢調査記述編に解説を見るばかりで、之が利用に於ては必ずしも移住現象の如實化は遂げられてはゐない。³⁾

扱移住研究に於ける出生地調査利用の問題は統計學上決して一樣なる支持を得て來た譯ではない。初めに先づその有用性を認めて支持せる側に立つ者として、G. v. Mayr が擧げられる。⁴⁾其所説に依れば、「一般的に一定瞬間に於て見たる過去の移住現象の結果状態を

5) G. v. Mayr; St. und Gesellschaftslehre. Band II. Zweite Aufl. 1926.

6) Zizek; Grundriss der St. 2. Aufl. München 1923. SS. 264-267.

7) 財部教授「社會統計論綱」大正13年再版44頁

8) F. Meyer, a. a. O. S. 45.

9) F. Tönnies, Soziologische Studien und Kritiken, II. 1926. S. 10.

10) 拙稿「晝間移動人口論」經濟論叢昭和12年2月號

間接に測定する方法である」とし、「特に國內移住を論ずる際には、如何に狭小なる觀察範圍を採るも、當該地域外出身者の個別的なる分布を調査地と出生地との相互關係として示し、移住の人口構成に及ぼす影響、即ち移住の強度並びに方向を悉皆觀察する事が出来る」と推賞し、H・ロツシュの如きも⁵⁾人口調査に際しての出生地調査を整備すれば、學問並びに實務上に實益あり、又地方的に精微なる解析材料を提供す」と稱して出生地調査の有用性を強調する側に荷擔してゐる。

然るにF・デーヂエツクに至ると既に出生地調査の效能を疑ふの萌芽を示し、「移住統計方法は種々多様であり得るが、何れも單に移住問題に對する部分的解明を與へるに過ぎぬ⁶⁾」と云ひ、暗黙裡に研究對象に適合せる調査方法の自由選擇に放任したる嫌ひあり、殊に人口調査期間に於ける移住差數を算出する方法に對して、出生地調査の長所及短所を論じてゐる點は、立論の不徹底を物語ると共に、移住統計資料を羅列せる曖昧さを批難されても仕方がないであらう。一般に生死

統計の利用に依る移住差數の算出に満足せる限り、この折衷派と見做して差支ないであらう。

最後に移住統計として出生地調査の利用に反對せる者として、ウインクラに依れば⁵⁾「斯方法は過去若くは現在の偶然的なる移住方向を示すかも知れぬが、新しい移住方向を知るには二時點間の人口を出生地分類に於て比較せねばならぬし、其は甚だ面倒なばかりで、而も大約の近似的結果しか得られない。即ち出生地調査に依る移住の判斷は正確でない」と論じてゐる。其他出生地調査を利用せるソーンズヴェイトに於ても⁹⁾「出生州事項に基づく移住の判斷に多少の制限を必要とし、移住の時日及び經路の不明なる缺點」を擧げて注意してゐる。

斯の如く舊派統計學者から比較的新しき繼承者への推移に伴つて、漸次に出生地調査への不滿を表明して來た事實は頗る興味深いものがある¹⁰⁾。何が斯の如き批判を爲さしめたかは、移住研究への關心の變遷を窺はしむると共に、新しい統計資料に基づく統計的研究と

1) C. Goodrich and others; Migration and Economic Opportunity. 1936, p. 676.
2) F. Meyer, a. a. O. S. 41.
3) 松田泰二郎氏「體性及年齢より見たる我が府縣間の人口移動」統計時報所載
4) G. v. Mayr, a. a. O. S. 573, S. 631.
5) H. Losch, Wanderungsst., 1911, S. 475.
6) Zizek, a. a. O. S. 263.

其際使用された統計の批判といふ一聯の關係にある統計學進展の姿を認めねばならぬ。勿論古き統計學者に於ても全く統計の批判が試みられなかつた譯ではなく、或は年齢構成に着眼して靜態材料の動態化を試みた先賢もあり、¹¹⁾直接的なる動態材料を統計理想とし乍ら、¹²⁾其の統計的把握の困難なる餘り、只有り合せの靜態材料に多少とも眩惑された傾向もなかつたとは云へないであらう。其は兎も角として、人口が社會的なる存在であると共に生成し、變化する實體であると見做す立場から、¹⁸⁾人口靜態なる假設は單に調査手續上の便宜としてのみ利用され批判し盡さるべきであらう。

三 出生地調査への批判

出生地調査を移住統計として利用し得るの限界を見極める爲には、先づ其意義から解説し批判すべきであらう。¹⁾

我々が一定地域人口の出生地を問ふ所以は、調査時點に於て誕生地より滞在地への過去の移動事實を推測

せんが爲であつて、決して出生の事實が究極の研究對象ではない。出生地は單に移住を認識する爲の一標識として採られたに過ぎぬ。⁷⁾勿論搖籃の故郷も死處を得る事と共に強ちに偶然のみとは稱し難いけれども、⁸⁾現在人口の移住關係は生死を限界とし乍らも、猶其と峻別さるべき必然的なる事項である。即ち人は生來してより往生する迄の間に、幾度か移住を繰返すであらうが、恐らくは親に伴はれて第二の故里への出生地からの最初の移動であらう場合のみを問題として、其次の獨立せる意思能力の判断に基いて決行せる純粹なる移住を觀察から逸するといふ基本的なる缺陷を此出生地調査に認めねばならぬ。所謂る移民第二世の如きは生粹の土着人ではないかも知れぬが、又單純に移住者とも稱し得られない。故に出生地調査の意義は人の一生の出發點を示すのみで、個別の移住を調査する標識ではあり得ない事を知る。

普通に出生地調査の利用法として出生地別に依る調査地人口と、現在地から假に出生地に還元して算出し

7) H. Bleicher; Statistik. S. 110.

8) W. Winkler, Grundriss der St. II. Berlin, 1933, S. 117.

9) C. W. Thornthweite; Internal Migration in the United States. 1934, p. 5-6.

10) G. v. Mayr, a. a. O. S. 42.

11) G. Hansen; die drei Bevölkerungsstufen. München, 1889.

12) G. v. Mayr, a. a. O. S. 570.

たる出生地人口とが擧げられる。二者共に現在時人口ではあるが、前者は調査地等しく誕生地相異なる分類に依り、後者は出生地同じく現在地を異にする類集に基いてゐる。例へば第一表に見る如く、大阪府内生で府内に現在せる人口に、府境を超えての府外生の流入と府内生の流出とを夫々合計すれば、調査地及び出生地の人口が得られるのだから、國內或は世界全體を採れば、流入と流出とは一致し、流入超過なき點は恰も移住關係なきかの如く誤解される。斯の如く出生地と調査地とが一致する迄に、觀察地域を擴大し抽象化す事

第一表 大阪府人口靜態の推移

項 目	年 次	大正九年	昭和五年	其の増減
B 調査地人口		二,五七〇,八四七	三,五四〇,〇一七	九五二,一七〇
B 流入人口		一,〇四二,九七九	一,五九九,八五六	五五六,八七六
B 内 在 人 口		一,五四八,八六八	一,九七〇,一六〇	四二二,二九二
B 流出人口		二〇五,五三二	二七八,九〇一	七三,三七〇
出生地人口 G		一,七五〇,八九九	二,二四九,〇六一	四九八,六一二
流入超過		八五八,九二一	一,一八七,九四七	三二九,〇二六

移住統計法

は、各々の個別地域間に於ける移住を無視するといふ誤謬を免れ得ない。

更に二時點間の人口靜態の推移を、出生地別に見るも、其間の人口増減を生死と移住との兩關係に分別出來ず、混淆せる儘で示されるから、一定期間の人口の移住率若くは定住性を判斷する資料としても、出生地調査は無能である。以上の如く一見して調査容易にして、簡單明瞭なる斯方法も、其から過去の移住現象を再現し説明するには、移住の時點強度及び方向の三要點に就いて吟味され、其缺陷が調査方法の修正に依り除去されるか否かを論究する必要がある。

(イ)時の要素——先づ一定時點の靜態觀察に過ぎない出生地調査に於ては、移住の如き動態的現象の期間的經過は不明であつて、只何時の間にやら來住し、再往住もせずに生殘せる最小限の移住者數を知り得るばかりである。

そこで移住の時點若くは現在地滞在期間の質問を設ける必要があるが、假令現在人口に於ける來住の時期

13) 財部博士「國勢調査問題講話」9頁參照
 1) 蛭川博士「統計學研究」196頁以下、統計の解説批判解析
 2) F. Meyer, a. a. O. S. 46.
 3) 拙稿「移住と大阪府人口」浪華の鏡。昭和11年1月號70頁
 4) 竹田武男氏譯「應用統計學」124-128頁
 5) F. Meyer, a. a. O. S. 41.

を知り得ても、調査時は出生及び移住の時と相隔るが故に、其期間に於ける來住死亡者及び其地域出生者の往住を確かめ得ないから、一定期間の移住關係は明瞭にせられ得ない。例へば大正九年に大阪府人口中に於て府外生の割合は四〇三%より、昭和五年の四四三%に増加したと云ふも、其十年間に於ける死亡者及び往住者の出生地を知るに非れば、純粹なる來住超過數を算出する事も出來ず、從つて出生地別人口割合は何等移住率を表示するものではなく、單に一定時點に於ける人口の出生地別構成を示すに過ぎぬ事となる。結局移住は移住時點に於て把握すべきで、出生及び調査の時點との開きが誤謬の源泉となつて、更に次の二要素の吟味が必要とされる。

(ろ) 移住の大きいさと強度——時の経過と共に示される移住總數及び總人口に對する移住者の割合（移住率）を知るには、出生地調査の不完全なる所以を既に幾分指摘したが、猶其理由として悉言すれば、一方に於て出生地域に現在せる者は其迄に幾度移住したとしても、

悉く定住者となり、出生地外に在るものは皆故郷からの直接なる移住だと誤認されるからであり、一定區域内の移住者及び出生地域への歸住者は把握されず、他方に於ては來住者の死亡は往住と同一視され、當該地域出生者の往住は死亡と區別されないからである。之等を修正する方法として、生死統計の利用に依て移住差數を算出し、更に調査期間別に死者の出生地調査を凡そ移住可能なる全地域に互り、云はゞ世界中に洩れなく施行する必要があるが、其は殆んど不可能である。

第二表 國調期間別大阪府人口動態の變化

項目	期間			
	大正九— 昭和五	大正九— 大正十四	大正十四— 昭和五	昭和五— 昭和十
人口増加	九三三、一七〇	四七二、六五五	四〇〇、五五五	七七七、一五七
出生總數	九七三、九四四	四五六、九二二	五七七、〇六三	五六七、一四〇
死亡總數	六三六、二〇四	三三〇、六六元	三二五、五五五	三四三、六八八
自然増加	三三七、七九〇	一三六、二五二	二〇一、四九八	二二三、五三三
來住超過	六二四、三六〇	三三五、三三三	一七九、〇七七	五三三、六三五

右の第二表に於ける如く國勢調査期間に於て人口増

減を生死と移住との兩關係に峻別する方法は單なる出生地調査に比較して移住統計として優越せるものではないが、畢竟次に述ぶべき移住届出記録に依る方法との折衷に過ぎないから、生死の届洩れを包含し、移住の二面性なる往住及來住を分別し得ないで、移住差額を示すのみである。故に移住總數並びに移住度數を時系列として示すを得ない。強いて計算を試みるならば國勢調査期間毎に自然増加率及び移住超過率を得るに過ぎぬから、我々は生死往來を一括せる一般人口増減率と共に、之を以て人口變動の原因を探究せんとする時務に役立つ資料とは考へ得られない。即ち出生地調査と同様に生死差額に基く移住差額の算出法も移住總數又は移住率を知り得ない。

(ハ)場所的規定——移住の實際方向は發着の兩地點で表示され、往住には目的地を尋ね、來住には經由地を問へば、移住方向は明瞭にされ、態々出生地を調査する必要はない。唯最初の第一次(直接)移住は出生地と前住所とが一致し、其以後の經由地を有する場合は

移住統計法

全て迂回(間接)移住と見做されるのだから、出生地調査は前者のみを問題とし後者を無視してゐる。

今迄のセンサスに於て出生地と最近の前住所とを一緒に調査せる例を知らないから、靜態調査人口に於ける直接並びに間接移住の割合は判明せぬが、米國紐育州に於て一九〇〇年より十年間に北カロリナ生れ、ネグロの増加せる者の中、北カロリナ以外の諸州より來れる者が大部分を占める實情より判斷すれば、少くとも移住者は全て出生地からの直接移住だと見做す迷夢より人々を覺醒せしむるに充分役立つであらう。

併し之は第一表に示されたるが如き十ヶ年間の出生地別人口の増減比較に過ぎないから、移住者數に就いては第三表を参照しよう。⁶⁾

獨逸普國錯遜州ハレー市に於ける大戰前一ヶ年間の移住届出記録に依ると、出生地別と經由地及目的地別とは總計に於て相等しいけれども、個別地域との移住關係は夫々左右に於て全く相違し、其の差が間接移住として指摘される。此際の迂回移住の總計は主として

6) F. A. Ross and A. G. Truxal; Primary and Secondary Aspects of Interstate Migrations. The American Journal of Sociology. Vol. XXXVII, Nr. 3. 1931.
7) F. Meyer, a. a. O. S. 50, S. 52.

移住統計法

第三表 ハレー市に於ける移住届出記録(一九一三年)

		ハレー市					ザクセン		プロシヤ		ザクセン		ドイツ帝		外國		總計	
		州	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
來住	來住	五、五八	一四、〇二五	七、〇七九	二、二三八	四、四五五	一、七三	三、九三	三、九三	一、六三七	三、三五〇	六、九六	七、六	三、九三	三、九三	三、九三	三、九三	三、九三
	往住	七、五三五	二、四二六	六、五六〇	一、八八八	三、九三三	一、六三七	三、三五〇	六、九六	七、六	三、三五〇	六、九六	七、六	三、三五〇	六、九六	七、六	三、三五〇	六、九六
移住量	移住量	一三、〇三九	一六、四四二	一三、六四二	四、〇〇六	八、八六七	三、三五〇	六、九六	七、六									
	得失	(一) 一、九七七	(十) 一、六〇九	(十) 五七〇	(十) 二二〇	(十) 五〇三	(十) 七六	(十) 九六										
來住	來住	一六、八〇七	八、二九二	三、五二二	五、〇六七	一、二五六	三、九三三	一、二七三										
	往住	一五、七二二	八、四九〇	三、六六〇	四、八七〇	一、二七三	三、九三三	一、二七三	三、九三三	一、二七三	三、九三三	一、二七三	三、九三三	一、二七三	三、九三三	一、二七三	三、九三三	一、二七三
移住量	移住量	三三、五三八	一六、七六一	七、七〇〇	九、九三七	二、五二九	六、九六	七、六	三、三五〇									
	得失	(十) 一、〇九六	(一) 一九九	(一) 二二八	(十) 三三七	(一) 一七	(十) 九六											
右の差		間接移住																
來住	來住	二、七六二	一、三三二	一、三七五	三、五二	五、〇六七	一、二五六	三、九三三	一、二七三	三、九三三								
往住	往住	三、二九五	一、九八八	一、七四二	九三八	三、六四	八、二六六	三、九三三	一、二七三	三、九三三								

ハレ生れの移住があるのに基因してゐるが、個別の移住事例を採れば夫々出生地と前住所との異なる他地方生れの間接移住が示されてゐる。この年の移住は、若し出生地のみで判断すると假定すれば、少くとも總數の1/5は移住方向を誤報する結果になり、戦後の一九

ではない。即ち國調期間内に來住して再び往住する人口はセンサスでは到底把握されない。従つて偶然にも靜態調査に際會して過去幾年間かの移住の殘餘として數へられたる者に於けるよりも、繼續的調査に於て把握される移住者中に於ける間接移住

8) Ravenstein, The Laws of Migration. Journal of the Royal St. Society, 1889. June. p. 245.

の割合は遙かに多い筈である。

我々は以上の三理由から出生地調査が移住統計方法として不適當なる事實を指摘したから、次には動態記録を創設する必要を説くであらう。

四 移住研究の問題と届出記録の方法

出生地調査への批判は主として移住研究に依て明瞭ならしめんとする問題の推移を物語ると共に、新しい資料に基づく統計的研究と相俟つて展開されたる移住統計方法の進歩を意味するのだから、茲では斯る問題の所在と方法¹⁾の概観とを述べるであらう。

先づ出生地調査が多く²⁾の國に於て中央統計官廳の採擇に與れるに對して、この移住届出記録の利用が地方民間諸都市に於て問題となれる事實に注目すべきである。即ち獨逸諸都市及び東プロイセン地方の移住届出制度³⁾や、瑞典の國立教會人口登録並びに和蘭の新人口登記法等次第に其整備完成を遂げんとしてゐる。

この派の代表者として最初に柏林市統計局長ビュツ

移住統計法

ヒナーを擧げよう⁴⁾。其若き時代の論文並びに大戰後の壯年期に於て、主要なる國內移住研究に際して、彼の抱負を實現するには、移住届出材料の利用は必然的であつて、この立場からは人口靜態材料の利用は蓋し問題となり得なかつた。何故ならば彼の求むる處は、如何なる年に移住の流れは激増し、又平坦化されるかであり、而して其と景氣變動との關聯如何に關心が存したからである。假令獨逸諸都市への移住活動に經濟恐慌の及ぼせる影響が左程顯著ならずとするも、經濟發展の趨勢が一般的に移住に依る人口の都市化への迫車を加へつゝある現狀を説明するに充分であらう⁵⁾。

次いでド・マイヤーは、現實の移住研究に解答を求めべき問題は多いけれども、就中特に強調せるはビュツヒナーと同じく國民經濟に於ける變動と國內移住の方向構成強度との諸關聯の研討にあり、進んでは勞働力提供の企畫的なる統制策として國民の生活環境を最適度に分布せんが爲に、既存産業への完全なる定着或は植民的なる農業土著又は新興産業への就業的移住等に

- 1) F. Meyer, Probleme und Methoden der Binnenwanderungs-forschung. Archiv für Bevölkerungs-wissenschaft und B.-politik, 1936, Heft 4.
- 2) Konrad Steyer; die Wanderungsbewegung in Ostpreussen. Königsberg, 1935.
- 3) J. L. Lentz, Die Volksregistrierung und das neue in den Niederlanden eingeführte einheitliche System. Allg. St. Archiv. 26 Band Heft 1, 1936, S. 59.
- 4) O. Büchner; Zur Frage der Binnenwanderungen.

依て、既存の國民經濟に於ける人口收容量の擴大を計るべきであるとし、其爲には先づ斯る人口移動の原因及び影響の程度を知るを肝要とし、根本的なる對策として人類の移住を繼續的に可能ならしむる必要を力説してゐる。⁶⁾

猶F.マイヤーの協力者なるR・ヘバーレは贊同の意を「瑞典の國內移住研究と將來の獨逸移住統計」なる論文の中に表明してゐる。⁷⁾ 彼は曩に「米合衆國に於ける人口の移動性に就て」といふ⁸⁾一著作に於て、他に材料の見當らぬ同國としては出生地調査の利用は是非なき次第であると述懐してゐるが、最近に於ては隣國瑞典の前例に鑑みて、移住原因影響の探究若くは移住と經濟生活との關聯的變化を知るには、専ら移住登録制の採用に倣つべきを論斷してゐる。

以上で間斷なく移住事實の報導を爲し得るには届出制度の確立を必要とし、斯る移住届出記録に依る方法が、ウインクラ一の所謂「國內移住の測定に理論的に最適なる」⁹⁾ 所以は了解されるのであるが、實際的に

は必ずしも效果的に施行されるとは限らない。斯方法は移住者の出發又は到着に際して報告義務の履行如何が、警察行政事務者のこの通牒を集計するに先つて重要である。移住の届出が正確に爲されて初めて、生死統計と共に繼續的記載人口の累計が算出可能となるのである。斯る累計人口と國勢調査に於ける靜態人口との開きが、¹⁰⁾ 既存の動態的なる報告資料の吟味を可能ならしむる端著を開くのだが、併しこの差額には猶幾多の疑問が存するであらう。何故ならば靜態人口なる命題は適用の一瞬に於て既に陳腐と化すであらうし、又動態記録と其調査單位を異にせる場合も存する故であらう。併し乍ら、假令右の如き靜態調査の結果が其間の動態記録に依つて、完全に次の靜態人口に一致して移行せずとも、上述の動態調査の效用は認めらるべきで、單なる移住差額のみならず、純粹なる移住現象（即ち往住來住の貌に於て）が示され、又之を時系列（年月日別）に於て知り得るに於ては、斯方法以外には人口の移住性を計算し得る道は存しない事となる。

- 5) O. Büchner; Der Einfluss der Wirtschaftskrise auf die Wanderungsbewegung in den Deutschen Städten. Revue de L'institut international de Statistique 4 Annee. Livraison 1. 1936.
- 6) F. Meyer, a. a. O. S. 43.
- 7) R. Heberle, Die Untersuchung der Binnenwanderungen in Schweden und die künftige Wanderungsstatistik. Allg. St. Archiv. Band 26. Heft III. S. 339.

最後に移住統計方法として届出制度の完全性を疑へるミニューラーの所説を一顧する必要がある。曰く「若し警察届出記録に全ての滞在場所の變更を含むとすれば、移住總數から一時的滞在を永續的滞在と區別出来ない。従つて滞在場所の永久的に移される事を以て移住と然らざるものと辨別出来ない¹¹⁾」。斯る批難は一時的滞在を全て移住でないとする立場から自明の如く、特に斯方法に限らず出生地調査の現在人口に就ても同様に妥當する事項である。然らば常住人口に限つて出生地或は移住を問題にすれば、この缺點を避け得るか之の如くであるが、其は云はゞ角を矯めて牛を殺すの類である。換言すれば住居の移轉が永續的であるか否かは一定時點からは決め得ない事で、唯、時の経過に依て初めて明瞭にされ得るものだから、靜態調査でも動態觀察に於ても、實際の滞在期間は考慮されないで、居住移轉の意圖の有無が推定されるばかりである。兩方共に場所的移動を移住だと解する限り、その中には一時的なる滞在を含んでゐる。即ち移住に強度

移住統計法

の影響を受ける一時的滞在人口を除く爲の滞在期間の設定は不可である。従つて旅行及び放浪を除ける全ての移住現象の總括的なる姿を把握する爲には、一時的滞行者を移住者一般から除外するの危険は避けねばならぬし、移住統計に於ける「一時的」なる用語は現在人口に於ける其と區別さるべきである¹²⁾。故に現在人口を基準に平常居住せる者を調査せる常住人口は、一定行政區劃内の放浪者を含むも、一時的現在者中の季節的なる出稼及び行商を含まざる筈である。

斯る季節的移住の如きは益々移住届出制度を必要とする所以である。但し一日を週期とする晝間移動の如きは住居地と従業地とを完全に結ぶ限りに於て、動態現象の靜態的把握が可能なる一例ではあるが、之も嚴密なる時間別移動を探索する交通統計とは區別されるべきである。

五 結 語

以上述べ來れる如く、一方的に出生地調査を批判し

- 8) R. Heberle; Über die Mobilität der Bevölkerung in den Vereinigten Staaten. 1929. S. 38. 9) F. Meyer, a. a. O. S. 43.
10) Statistische Monatsberichte der Stadt Halle. April-Juni 1933. に依れば Juni 1925 以來八ヶ年間に七千人の届洩れあり、同市の人口は約二十一萬人なり。
11) J. Müller, Grundriss der Deutschen St. III Teil. Deutsche Bevölkerungsstatistik. Jena. 1926, S. 255.

て、其より移住を推測するに際しての缺點を擧げ、移住の時點、出生地別死亡統計及び經由地目的地別移住等の調査項目の附加修正に依つても、猶出生地調査に依る移住の動態統計的把握の困難なる所以を説き、轉じて現代の移住問題に必要とされる移住届出制度の採用を主張したのであるが、實はこの出生地調査も移住届出記録の方法も移住研究の爲には何等競合する關係ではなくて、相補ふ事に依り次第に其の完成化が遂げらるべきである。唯吾人が新しい移住統計を専ら人口靜態の變化を觀察せんとする見地から一方的なる立論を試みたに過ぎない。¹⁾ 此立場からは現代の我國は當に移住統計の缺除せる時期と謂はねばならぬ。²⁾ 既住の移住研究並びに統計は餘りに移住の結果或は靜態觀察に重點を置き過ぎてゐた。斯る反省は總て統一的なる移住統計建設への地盤となるであらうし、又當面の我國に於ける改善施設としては今迄の戸籍制度を見直して寄留手續の簡單化と其の集計結果の活用とを計り、警察現住人口材料の再檢討を試みる必要があらう。

斯くて新しき移住人口動態材料の整備を俟て初めて、人口の都市集中過程も因果の關係に於て問題となり、都鄙及び本國植民地間の移住對策（制限と獎勵）も樹立し得る譯であり、惹いては移住統計を經濟統計論の中に汲み入れて論ずる積りであつた所の G. v. Mayr の宿志の一端を伸べる事ともなり、兼ねて人口論を直接に經濟學上の問題とする一根據を得るであらう。若し都市町村及び地方行政當局者並びに一般國民の人口統計への關心が一定時點の現在人口や毎年の憶測に放任されたる推計人口に満足せず、住居人口の推移を見透すといふ方向に轉じたならば、移住動態材料の整備は單に學問上の目的から有用なばかりでなく、寧ろ實務に役立つ資料を提供し、勞働市場對策並びに住宅政策樹立に際して必須缺くべからざる移住現象への認識を授けるに至るであらう。（一九三七年七月稿）

- 12) Zizek, a. a. O. S. 261.
 13) 週報第5號、昭和11年11月11日。内閣統計局「我國の人口」
 1) R. Heberle, a. a. O. S. 343.
 2) F. Meyer, a. a. O. S. 54.
 3) G. v. Mayr, a. a. O. S. 570.